

24長寿第21448号
平成24年7月13日

高齢者施設等管理者 様

香川県健康福祉部長寿社会対策課長
(公 印 省 略)

高齢者施設等が行う自家発電設備等に関する香川県介護支援体制
緊急整備等特別対策事業費補助金の活用について

平成24年6月29日付け厚生労働省老健局高齢者支援課・振興課連名事務連絡により、高齢者施設等が行う自家発電設備の整備については、地域支え合い体制づくり事業(介護基盤緊急整備等臨時特例交付金)の対象とされることとなり、香川県においては下記のとおり取り扱うことといたしますので、お知らせいたします。

記

1 補助要綱

香川県介護支援体制緊急整備等特別事業費補助金(地域支え合い体制づくり事業)

2 補助要綱上の事業区分

2(1)―イ―⑥ その他地域支え合い体制の構築に資する取組みへの支援

3 補助対象施設

別表の高齢者施設等のうち、人工呼吸器による呼吸器管理等が必要不可欠であり、計画停電が生じた場合、生命の危険や身体の安全の確保に重大な影響を及ぼすおそれのある者が複数入所している施設等であって、近隣に通電医療機関がない場合、又はおそれのある者が多数入所しているなど、通電医療機関に入所者を移送することが困難な施設。

4 補助率、上限額

※本通知に基づくものについては「知事が定める額」を次のとおりとします。

補助率1/2 補助上限額500千円(補助対象経費上限額1,000千円)

5 補助金交付の要件

- ①別表に定める高齢者施設等であり、入所している人工呼吸器・痰吸引器利用者のための整備又は購入であることが要件となります。
- ②平成24年度に実施される可能性がある計画停電に対応するための活用であることから、交付決定後直ちに整備又は購入できるものであり、遅くとも8月中には完了することが要件となります。
- ③上記①の要件を満たしている場合には、原則として平成24年5月18日(※)以降に整備又は購入したのも対象とします。

※電力需給に関する検討会合及びエネルギー・環境会議の合同会議より「今夏の電力需給対策について」が発出された日付

6 申請方法

交付申請書を県担当者に郵送、または持参。

締切 平成24年7月25日(水) 必着

交付申請様式
香川県介護支援体制緊急整備等特別対策事業費補助金交付要綱
<ul style="list-style-type: none">・別紙1 (申請書) ※施設の運営管理を行う法人の代表者名で申請・様式1 (総括票 [当初])・様式2 (事業計画書 [当初])・様式3 (個表 [当初])
<u>※個表には、別表の施設区分、施設名、施設住所、申請理由、整備計画の他、人工呼吸器・痰吸引器利用者数、通電医療機関の利用が困難な理由をご記入ください。</u>

7 その他

- ①申請額の総額が県の予算額を超える場合には、交付額を調整させていただく場合がありますので、ご了承ください。
- ②地域支え合い体制づくり事業に関する施設等の整備については、従来市町に対して補助を行っているところですが、本通知に基づく事業については、県より直接、高齢者福祉施設等に対して補助をいたします。
- ③要綱、申請様式については「香川県ホームページ」→「かがわ介護保険情報ねっと」→「事業者支援」→「県からの通知」より入手してください。

申請先・問合せ先

担当 保険者指導グループ 榎原

〒760-8570 高松市番町4丁目1番10号

TEL 087-832-3271

別表

高 齡 者 施 設 等	特別養護老人ホーム
	介護老人保健施設
	介護療養型医療施設
	認知症対応型共同生活介護
	養護老人ホーム
	軽費老人ホーム
	短期入所生活介護（特養併設以外）
	小規模多機能型居宅介護
	介護付有料老人ホーム
	住宅型有料老人ホーム
	サービス付高齢者向け住宅